

共同経営・統合新病院に係る基本計画（素案）に関する合同事前説明 会議概要

日時 令和7年1月30日（木）11時00分～

場所 議会棟 第3・第4委員会室

（司会）

議長はじめ議員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。御案内の時刻となりましたので、共同経営・統合新病院に係る基本計画（素案）に関する合同事前説明を開催させていただきます。本日、司会を務めます市民病院事務局の遠嶋でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、最初に配付資料の確認をさせていただきます。本日、皆様方に配付しております資料につきましては、次第、次に会場席図、次に共同経営・統合新病院に係る基本計画（素案）概要版、次に共同経営・統合新病院に係る基本計画（素案）、以上四点となっております。資料の不足等ございませんでしょうか。

なお本日の合同事前説明につきましては、報道機関の皆様にも公開にて行いますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、市民病院事務局より御挨拶申し上げます。

（奈良市民病院事務局長）

奈良岡議長をはじめ議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

共同経営・統合新病院に係る基本計画につきましては、令和6年度中の策定に向け、これまで市議会、県議会及び有識者の皆様の御議論などを踏まえ、市と県が連携して検討を進めてまいりました。このたび、基本計画（素案）として取りまとめましたことから、計画の内容につきまして御意見を頂戴するため、2月の7日に基本計画（素案）に関する議員説明会を開催させていただくこととなりました。

本日は議員説明会に先立ちまして、事前に素案の内容について御説明する場として設けさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

なお一昨日開催しました、浜田地区の住民の皆様との懇談、また本日この後に御案内させていただくこととしておりますが、2月2日には有識者会議を開催し御意見を頂戴することとしておりますので、それぞれの内容につきましては、2月7日の議員説明会の場で改めて御報告させていただきたいと思っております。

本日はよろしくお願いいたします。

（今市民病院事務局次長）

事務局の今です。私の方から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

説明に当たりましては、A3判の概要版を中心に御説明したいと思っておりますが、やはり議会の定例会等で取り上げられているような部分については少し補足して説明したいと思っております。

ので、その際には全体版の部分の厚い方からもピックアップしながらというふうに考えておりましたので、両方見れるような形にしていいただければ恐縮です。

それでは、御説明いたします。

A3判の方の資料に入る前に、厚い方の資料の1ページをお開きいただければと思います。「はじめに」というふうなところになっておりまして、この計画の前提になります、一番下の部分なのですが、下から2段落でございます。「統合新病院整備を契機に将来にわたって県民・市民の皆様がどこに住んでいても安全で高度な医療を受けることができる体制の構築に向け、引き続き県と市で連携して取り組んでまいります。」ということで、今回、計画を作ったからこのとおりやるということではなくてですね、開院までの間に十分連携しながら様々なことを決めていくと、今回は方向性・方針ということをお示ししておりますけれども、その中でさらにいいものにしていくために検討を続けていくというふうなものでございます。

また病院の開院までの間、様々な医療に関しても環境の変化がございます。それに基づいて、可能であれば、建物の中であっても変える必要が出てくるものもあろうかと思えます。そういったものも必要に応じて、皆様に御報告しながらですね、弾力的に検討していくと、そういうものであるというふうなことを御承知おきいただければと思います。

具体的に説明するのはA3判の大きいほうから説明させていただきます。

まず初めに、全体の計画になります。そのうち、「1 基本方針」ということで、この基本方針の(1)から(3)までございますが、この部分については計画文のまま、今回概要版に載せさせていただいております。

この部分の中、3つについては、令和6年11月に共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議において、このまま検討の案件として出させていただいて、その際に議員の皆様にもその内容についてお渡ししているものでございまして、その内容がほとんどそのまま今回基本方針として採用させていただいたものでございます。

(1)が、両病院が担う役割の継承ということで、これが両病院の今回の大原則ということになるんですが、県全域を対象とした高度、専門、政策医療の拠点、県病の役割、それから青森市が担ってきた青森地域保健医療圏における中核病院としての役割、これを全て継承していくというふうなことを前提にしているものでございます。

(2)として、災害発生時における診療の継続性の確保。場所がどこであってもということではあったんですが、今回の場所が特にそういった部分に適しているというふうな、その立地の良さを最大限生かして病院を整備するということで、県病の基幹災害拠点病院、それから今まで市民病院が担っている地域災害拠点病院。県としての司令塔の役割、それから青森地域の医療圏での災害の役割、そういったものをきちんと果たしていきながら、災害発生時においても診療が継続性を発揮できるように病院を整備していくというふうなことにしております。

(3)として、統合における安全で質の高い医療の提供ということで、今回の統合を契機にしまして、医療機器が更新されますと、今までできないこと、もしくはできていることをスムーズにというふうなことができますので、医療の高度化等が図られるということで、サ

ービスの更なる充実、またそういったものによつての医師、看護師等の医療従事者の集約化、人材を確保し育成し、地域の医療機関等への支援の強化、これは病院のみならず、青森地域の医療圏と連携を強化しながら、場合によっては職員が地域医療に出向きながら連携を密にして医療の底上げを図っていくというふうな方向性・方針というふうなことで御理解いただければと思います。こういったことで、安全で質の高い医療を提供していく。

また統合新病院開院までの期間においても、県病、市民病院、地域医療連携推進法人を活用しながら、こういった集約を図って、地域医療を支え、患者に寄り添った医療を提供して、統合効果を早期から感じていただけるように取り組んでいくと。ですので、病院ができる前から、県病と市民病院で連携をして、できるものについては直ちに両病院で、もしくは役割分担をしながら取り組んでいくというふうなことを行っていきたいというふうに考えております。

これらの取組によって、青森地域保健医療圏をはじめ県全体の医療水準の向上と均てん化に貢献していくというふうなことを基本方針として掲げていきたいというふうに考えているものでございます。

次に2番として、施設整備方針になります。やはり、今回の一番最初に動かなければならないのが、病院の建物を建てるというふうなことが前提になりますので、その建物を建てるに当たって必要な様々な仕様を決めるためのものというふうなのは、大きな方向性は初めに決めておくと。もちろん詳細については途中で変えることはできるんですけども、ソフト的な部分でなくて、なかなか変更がきかないハードの部分について、先に集中的に県と市で議論しながら進めているというふうなことで、今回の基本計画の中でも建物の仕様に影響するようなものは、非常に詳細に書かれている部分もございます。それらのことも、これから、実際、今は決めながら、設計の前にそれを整理しながら、設計の段階でさらにそれを調整していくというふうな作業の段階を踏んでまいります。

今現在、私どもが掲げようとしている方針について説明いたします。

(1)として、地域医療を守り、安全で良質な医療を提供するための施設の整備ということで、少し詳しくはですね、このA4判の冊子の方の2ページからですね、4ページまで、若干ですが、詳しくは説明しております。ですので、ここに書かれている概要版の方は少し簡略化されている文章でございます。後ほどですね、こちらの文書については、詳しい部分を御覧いただきたい方はこの冊子の方というふうに思いますが、今の概要版の方でお話をさせていただきます。

(1)として、地域医療を守り、安全で良質な医療を提供するための施設整備として、高度急性期医療や専門医療に加えて、圏域における中核病院として必要な医療を提供するための施設を整備する。これは市民病院もしくは県病も今担っている役割でございます。

これらを効率的・機動的な構造・部門配置を計画して、下の部分になりますが、重症系いわゆるICUとかHCUというふうな集中治療等の部分の充実。それからハイリスク妊娠等、こちら周産期医療の対応をする病床、更に充実した手術室、遠隔診療ができるシステムの専用の諸室、そういった部分を整備していきたいというふうに考えております。

続いて、右上の方の2の災害に強い医療施設整備ということになりますが、基幹災害拠点

病院等として、大規模災害発生時でも医療活動が継続的に行えるよう、ライフラインの確保をはじめ、災害に強い施設、設備を整備いたします。ヘリポート、それから災害時でも十分な対応ができるトリアージのスペース、DMATという災害時の活動をする方々が集まれるようなスペース、医療資材、食料等の備蓄スペース、そういったものをきちんと確保していくと。この災害と次の感染については、また次のページでも説明しますので、ここは少し簡単に説明します。

(3) 感染に関してですが、感染症への即応力が高い施設整備ということで、周辺の医療機関と連携しながら、新興・再興感染症拡大時でも通常の医療と両立していけるような施設を計画したい。また、可能な限り通常の一般の患者と分離した動線を確保するとともに、流行状況に合わせて柔軟に受け入れできる病床・治療室等を整備します。

(4) として、安全・安心な療養環境等の整備ということで、ユニバーサルデザインの採用、機能的な施設配置、スムーズな動線等の確保ということで、誰もが安全・安心に利用できる施設を整備します。いわゆるスムーズな動線というふうなものの中には、今、どうしても医療スタッフと患者さんが同じ通路を通して——いわば動線が交錯しているというふうな状況なんです——現在、さまざまな病院でも、医療のスタッフが動けるスペースと患者さんが動くスペースというのが分離されて、裏方と皆さん、お客様というかですね患者の皆さんがというふうに、そういう建物の構造からそういった造りにしていくというような配慮になります。

続きまして、二つ目のポチになりますけれども、医療安全、感染症対策、それから待ち時間の短縮、プライバシー・セキュリティ対策、個室の充実に配慮した、安全・安心な療養環境を整備しますということで、例えば待ち時間の短縮というふうなことについては、ハードのみならず、全国的にも取組がありますけれども、スマホというかですね、モバイル端末で予約できるようにできないかとかですね、そういったことを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

(5) として、働きやすく魅力ある職場環境の整備ということで、やはり働いているスタッフについても、それぞれが専門性を最大限に発揮できる、その上で働きやすい職場環境を整備し、医療従事者の安定的な確保と、人が育つ環境を整備した施設を計画したい。また、優秀な医療従事者が確保・育成するための研究・研修機能を整備しますと。こちらは、もちろん青森市民病院も東青地域の中核病院として、そういった役割はあるんですが、何よりも県病の機能がございまして、全県のそういうスタッフの育成に力を入れていく拠点というふうなことになります。

(6) 医療需要の変化や医療技術の進展に柔軟に対応できる施設整備というふうなことで、少子高齢化の進展などによる医療需要の変化や医療制度の見直し等、将来の医療環境の変化に対応し、柔軟かつコストを抑えながら、効率的に病院運営できる施設を計画します。ですので、具体的にこういった将来像があるから、このスペースをこれだけ設けるというふうな確たるものを設けるということではないんですが、そういったことを予測しながら、一定程度のスペースを確保した上で、次の新しい施設の更新、そういった部分に備えられるように配慮していくというふうなことを、設計の段階で取り入れていきたいというふうに考えております。

続きまして、(7)になります。地域との共生に配慮した施設整備ということで、道路交通などの課題に適切に対応するとともに、隣接する浜田中央公園との一体的な機能整備を図るなど、地域の安全・安心を支えるエリア拠点として、県民・市民に愛される施設を目指し、周辺環境や景観と調和した施設を計画します。こちらについては、今の設計段階のみならず、病院を運営する、もしくは運営するまでの間に、地域の方ときちんとお話をしながら、更には開院した後もですね、引き続き地域の方とよりよい関係を目指してですね、運営をしたいというふうに考えているところでございます。

次に具体的な診療機能というふうなことになります、「3 統合新病院の診療機能」と。

(1) 5疾病6事業ということで、国が掲げる政策的な医療——重点医療の部分になるんですが——この対応として、まずがんの医療ということで、こちらについては、ここに記載されているのが2つほどですけども、厚い方の冊子で言いますと33ページと34ページにですね、病院の様々なことを検討するのに、大きく30ぐらいの部門に分けて検討しているわけですけども、そのうちがんの医療部門についてはこのように考えるということで、かなり詳細に記載しているものではございます。具体的な内容といたしましては、概要版に記載しておりますように、都道府県がん診療連携拠点として、がん医療の基幹的役割を担います。また手術支援ロボットの活用などによる手術、外来化学療法 of 拡充などによる薬物療法、放射線治療などを組み合わせた集学的な治療を行うというふうなことを計画しているものでございます。

続きまして、脳卒中等の脳血管疾患医療についてになりますが、こちらでもですね、A4判の資料でいうと5ページから7ページに記載している——先ほどのがんも概ねの部分はこちらの5ページの部分のAの部分にがん医療として記載されているんですが——脳卒中についてはこのイの部分になります。このように概要版で記載されているよりも若干詳しく書いているページがそちらの方にもございます。脳卒中について、脳卒中などの脳疾患血管や脳腫瘍に対応する急性期病院として、脳血管内治療や外科的な治療を行います。高度な治療を24時間行う包括的脳卒中センターの施設認定取得を目指します。

心筋梗塞等の心血管疾患医療として、急性期心筋梗塞、重症心不全などの心血管疾患に対応する急性期病院としての役割を担います。

糖尿病医療については、急性増悪時の治療や慢性合併症治療など糖尿病に対する専門的な医療を提供します。

精神疾患医療については、メンタルヘルス外来を設置するほか、身体的治療や精神的治療が必要な救急患者に対応していきます。

こちらについては、現在、市民病院と県病が担っている機能については、全てこれまでと同様に対応できるような体制にするというふうな水準を維持しているものでございます。

続いて6事業と言われているものの中で、救急医療というふうな部分になりますが、こちらの方は入院を必要とする重篤な救急患者に24時間365日対応する体制を整備します。それから、市民病院も今も担っておりますけれども、一次救急・二次救急を担う医療機関等との連携・機能分担を進めて、青森地域保健医療圏全体で救急医療体制の維持・確保を図っ

てまいりたい。この救急については、厚いほうのですね28ページから30ページまでに詳しく、こういう構造ということで、いわゆるよくドラマでもありますけれどもERと言われている水準がありますけれども、そこまでのものではないんですけれども、それに近いぐらい救命救急センターにICUとHCUの機能を持たせて、総合的に医療ができるようにしていきたいというふうに考えているものでございます。

続きまして、災害の医療については、先ほども若干申し上げましたが、基幹災害拠点病院としての災害発生時の重篤救急患者の救命医療を行うとともに、これまでの地域災害拠点病院としての役割を継承して、災害医療の拠点としての役割を担います。また、原子力災害拠点病院として、被ばく傷病者等に適切な診療を行える施設等を別棟で整備しますということで、いわゆる放射線の関係については、建物の中ではなくて、外で完全分離で行えるような整備をしていきたいと、後ほど施設の配置についてはその場でお話しさせていただきたいと思います。

続いて、新興感染症発生・まん延時における医療として、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、感染症患者に対し適切な医療を提供します。今現在、県病の方で、この第一種・第二種ともに役割を担っておりまして、以前、市民病院も第二種は持っておったんですけれども、今はないという状況でございます。そういった感染症患者に対して適切な医療を提供します。感染拡大時を想定して、転用スペース等を含めた感染症対応病床の増強、設備対応等の整備など、機能・体制を充実・強化いたします。先ほどの37ページ、38ページにですね、詳細については書いているんですけれども、一つには感染症が発生した際に、そういう治療を行うための入り口を動線が交わらないように別のところに設けます。その後、治療をして帰るというふうなことで、もしくはそのために入院をするということで、通常時はこの第一種・第二種の感染症の病床で隔離、分離されて治療することとしていきたいと思っています。ただし、今回のコロナのようですね、これが20床、30床必要だというふうなことになった場合に、一部病棟を段階的に、例えばですけれども、10床分まではということで、ここまで分離して使おうか、10床じゃ足りない20床にしよう、じゃあここまで広げて分離して使おうかというふうに、そういう拡大した場合に、そういうエリアを広げることができるような構造をはじめから採用しようというふうなことを想定しているものでございます。

次に、へき地医療について、へき地医療拠点病院として住みなれた地域で必要な診療を受けることができる体制を構築するということで、県の機能としてきちんとやっていきたいと。

また、周産期医療、小児医療について、こちらについては2つ合わせまして31ページと32ページにですね、周産期医療等ということで部門の計画が書いているものではございますが、そのうち周産期医療については、周産期総合母子医療センターとして、本県における周産期医療の基幹的な役割を担います。他の医療機関で対応が困難なハイリスクの妊産婦や低出生体重児に対しての高度な周産期医療を提供いたします。

続いて、小児医療として、小児地域医療センターとして、他の医療機関で対応困難な患者の入院医療や救急医療に対応いたします。続いて、小児中核病院である大学と連携し、血液、神経、心臓などの疾患に対応していく。また、この際の障がい児の対応については7ページの上の方にあるんですけれども、また、青森県立あすなろ療養福祉センターや教育委員会等

と連携し、障がい児医療・療育に対応していくというふうなことで、現在の県の体制それから市も含めて、教育委員会等との連携というふうな部分で対応させていただきたいというふうに考えております。

その他の部分といたしまして、概要版であれば2ページ右上の方にありますけれども、実際はこの厚い方の7ページの方に、その他の機能として、在宅医療の考え方、それから先進的な医療についての考え方、さらにこれまで両病院で担っている機能について、小児在宅支援センターでありますとか、こういった施設について引き続き対応していくというふうなことを計画しているものでございます。

次に診療科になりますが、総合病院として39診療科目というふうなことで、実際、厚い方の8ページにですね、今の県立中央病院と市民病院の診療科の一覧、更にそれを比較した上での新しい病院での診療科というふうなことで、全てですね、今現在の両病院の診療科については、現段階においては、それを含めてトータルできちんと対応していきたいというふうに考えているというふうなことでございます。もちろん、今後の医療の環境の変化で、現在の病院自体もどう変わるかというふうなものはあるんですけれども、現在は今の両病院の機能をそのまま引き継いでいくというふうなコンセプトのもと、トータルで全て網羅しているというふうな内容になります。

続きまして病床数につきましてですが751床と。その内訳といたしまして概要版の表に書いているとおりでございますけれども、救命救急の部門にE I C U、E H C Uということで、救急の部門のI C U、H C Uトータルで22床。それから集中治療部門として、G I C U、G H C U——総合という意味ですけれども——そういう部分が18床。これらについては、数としては分けているんですけれども、施設としては同じようなフロアにするなどして、場合によってこの数を増減させることができる、そういうようなコンセプトでできればというふうに考えているものでございます。

続いて総合周産期母子医療センターについては、M F I C U——これは出産前のお腹に胎児がいる状況での妊婦さんに対しての集中治療室——N I C Uとして新生児、G C Uとして集中治療よりも少し回復した方ということで、トータルで33床ということで、現在、県病ではこういう機能も既にお持ちのものでございます。

被ばく傷病者対応病床というのは、先ほどの放射線の関係の病床が1床。

それらのことを含めた一般の病床として677床ということで、トータルで一般病床が751床。さらには、先ほど言った感染症の病床として、第1種として2床、第2種として4床ということで、合わせますとトータル757床の病院を計画するというふうなことでございます。

続きまして3ページになります。

3ページ左側の部分が今回の整備の候補地についての全容になりますけれども、実際どのように敷地を利用するのかということにつきましては、5ページのほうを御覧いただければと思います。

あくまでも基本設計に入る前ですので、現段階でこれまで私どもで検討してきている病院の必要な機能、もしくは地域の皆様のお声、それから議員の皆様、市民の皆様からの御意見というふうなことを踏まえて、現段階でこのようにしたらどうだろうというふうなことを想定している、利用の計画になっております。全体として、左側の浜田中央公園については、ほとんど手をつけないというふうなことを想定しておりまして、実際使う部分については、高速道路からのアクセス、もしくは救急であるとかバスであるとか、一般の車両ではない限られた業務として利用される方のための連絡通路的なものを、左側の、いわば西側からのアプローチができるように道路を1本通すと。それ以外の施設については、右側の現在のスケート場とサンドームがある施設の方に建てると。また、実際の病院の建設のスケジュールを考慮して、サンドームをずっと使うというふうなことを前提に考えましたので、病院棟はサンドームがない下の部分、また右下にございますと、北側の方にとっては日照権の問題もあってですね、お日様が遠ければ遠いほどお日様が届くというふうなこともありますので、右下の部分に病院の本体の棟を建てて、その後、それ以外の立体駐車場を来院用と職員用に設けると。また右下の病院棟の下に緊急医療施設ということで、離れている部分、小さい四角がありますけれども、これが先ほどの被ばくの関係の施設をこちらの方につくると、さらに働く職員のための院内の保育所を敷地の中に配置すると。加えて、将来的な増築でありますとか、冬季の除雪でありますとか、そういったことを想定して、平面駐車場等を利用しながら対応していくということで、全体的な敷地の利用計画についてこのように考えているものでございます。

このようなコンセプトについては、この厚い方の資料で言いますと13ページにですね、今、私が説明した内容以上に詳細に書いております。また14ページには、スケート場の考え方、スケート場との工期の考え方、それからサンドームの部分については、サンドームが代替施設が完成して移転した後に、解体工事に着手することでありまして、浜田中央公園についてあまり手をつけないように、地域の方とお話しして決めていくというようなことを記載させていただいております。こういった敷地の利用計画で考えていきたいというふうに考えているものでございます。

資料お戻りいただきまして、この施設の規模等になるんですけれども3ページ右側の方の部分になりまして、こういったコンセプトで建てますと、概ね地上9階建てで、面積として7万平方メートル程度、緊急医療施設が先ほどの原燃等の部分があります。それから、院内の保育所等と合わせて、記載のとおりのもので、駐車場については、現在の来院する患者数の想定等から700台程度、職員についても同様に950台程度というふうなことを見込みながら、上の部分が病棟、いわゆる入院する部分。下の部分が治療とか検査とか診療をするというふうなスペース。地下の部分になりますけれども、免震の造りをつくるということで、建物自体は仮に浸水というものが想定以上のものがあってもということで、地下にはものをつくらなくて、地上部だけで対応していく。更には、1階は通常の地面よりも1メートル以上浸水が来ないように、盛土した上で建てるというふうなことを想定しているものでございます。

これらの施設の整備のスケジュールですが、3ページ下の部分であります。現在は令和1

4年10月の開院を目指して整備を進めていきます。しかしながら、なお書きにございますが、令和7年度に基本設計を発注します。この中で、昨今、やはり建設工事の発注、工期等を巡って、様々ですね、地域ごとに課題があってですね、これがなかなか入札が落ちない、もしくは工期がそのとおりにならない、事業費がどうのこうのというふうなことがございますので、それ以降の発注の方式も含めて、まずは基本設計をした上で、その上での、いわゆる業界のサウンディング調査というんですけれども、そういった声を聞きながら、発注方式もしくは設計を最終的に決めて、それを含めた工期を決めるということで、必要な見直しがあればですね、また皆様の方に御報告させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

現段階で令和14年10月というふうにはしておるんですが、今後、基本設計もしくは基本設計の発注の前にも、もしかすればということで、様々情報を収集しながら、適宜必要に応じて皆様の方に御報告したいと思います。

続いて4ページになります。

これまで説明した以外のものとして、その他の計画として、情報システムの整備の計画、いわゆる電子カルテであるとか、そういったものについて、詳細は73ページと74ページのほうに記載しておりますので、そちらの方で御興味というかですね確認したい方は、していただければというふうに思いますが、基本的にはやはり可能な限り最新のものをきちんと整備した上で、将来の医療の対応をしていきたいというふうに考えています。

また、下の医療機器の整備計画についても、新病院で必要な医療機器、それらのことを確定させた上で、その前に市民病院、県病がどのように施設の更新をするのか、また新病院に持っていけるものなのかどうか、こういったものを検討しながら、開院まで調整を続けるというふうなことで、経営的な視点も考慮して整備していくというふうに考えております。

また物流計画については、基本的には無駄のないように集約しながら一元管理をした上で、スペースを確保して体制を構築していくというふうになっております。

業務委託計画についても、今現在の両病院の委託を調整しながら、最も職員にとって、病院の経営にとって、より効率的な部分を今後県病と市民病院の方で調整しながら、開院までの間に整備していくというふうなことを想定しております。

また経営形態については、今現在、近年の物価の高騰でありますとか、診療報酬の改定、それから人件費の高騰、そういったことを踏まえて、1年間で病院の経営というのが、昨年想定していたものと違うというふうなことが、やはり全国的にもそうですけれども、市民病院も県病も、なかなか予算と違う決算になってしまう、こういったことがここ数年続いているところでございます。

こういったものを臨機にやはり行政——市と——それから病院で連携しながら、これに向けてどうしていくのかというふうなことを計画していかなければならないというような状況があると、これらのことを踏まえると、最終的にはポツの三つ目になりますけれども、開院の時点においては、これまで同様、議会の皆さんの関与の下、知事・市長による適時・適切な支援により安定した経営が確保、県と市の意思を働かせながら、企業団というふうな経営を

していくというふうなことをまずは選択したいと。

その上で、統合新病院がその役割を果たすために、今言ったような課題がございます、また統合新病院が開院した後にですね、その経営状況というふうなものが概ね見えてきますので、これらのことを踏まえて、経営環境が安定し、中期的な展望を見通すことが可能になった段階で、国の医療施策の動向、地域の医療機関等との関係、医療従事者の需給動向や、また労働環境等、こういったことを確認しながら、地方独立行政法人への移行について検討していきたい。そうってからと言わず、それまでの間、引き続き検討を重ねながら、その時点でまた検討を深めるというふうなことになるかと思います。このような方向性で、経営形態について考えていきたいというふうに考えているものでございます。

4 ページにつきましては、財務、財政の計画になります。

今現在の建築の物価等を考慮した概算の事業費になりますが、本体の工事費といたしまして——詳しくは82ページの方にもう少し詳細で書いているんですが——概ね平米の単価88万から99万ぐらいの幅であればということでの本体の工事費を推計したものでございます。648億から729億程度の本体事業費になるのではないかと。そうしますと、様々な関連経費を含めて885億から966億程度、先ほど言ったように、平米単価の違いによって変わってくるだろうということで、こういった事業費を想定しておりまして、この事業には病院事業債のいわゆる特別分というふうなものを活用するのと、青森県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助金などを活用して、財源を充当するというふうなことを想定していきたいと。こういった部分です。

参考までに、この統合したことによって、もしくは単独で建てた場合と比較してというふうなことで、この規模の病院を2つに分けて建てたらというざっくりとした試算になるんですが、それと比較しますと、事業費の抑制として、本体の工事費として82億、医療機器が——予備で持たなければならないものを持たなくてもよくなるとか、そういった部分がありますので——14億。有利な財源を活用することが可能となりますので、その部分として86億、また地域医療介護総合確保基金というふうなものが、通常でありますと2分の1の補助率なんですが——その部分に対しての2分の1なんですが——今回こういう統合というふうなこと、県病と統合というふうなことも含めて4分の3へ引き上げるということで30億。逆算しますと、それ以外が60億がこの基金として今のところ見込んでいるということで、トータルで90億になるというふうなことで、そうしますと、先ほどの部分を足しますと、概ね212億程度は、県と市で合わせると、こういった部分が統合するとしての経済、財政的な効果だろうというふうに考えているものでございます。

最後になりますが、整備費・運営費の負担割合については、現在の病院の設置の条例で定めております病床の割合を踏まえて、県病、市民病院として、県が5分の3、市が5分の2。ただし、例えばドクターヘリとかですね、そういう県の政策的な医療として実施している県のみがやる部分については、それは県の負担ということで、それを除いた部分として5分の3と5分の2ということで。この個別のことにつきましては、整備の設計等によってまた変わってきますので、これらについては、今後の設計を踏まえて、詳細を確定させていくとい

うふうなことになるんですが、考え方としては、こういった考えでの財政負担というふうなことを考えているものでございます。

申し訳ございません。説明長くなりましたが、私の方からの説明は以上になります。

(司会)

はい、概要版の説明の方につきましては、以上となります。

冒頭の御挨拶でもさせていただきましたとおり、本日は事前説明の場となりますので、ただいま説明いたしました計画素案への御意見、御要望等につきましては、来る２月７日の議員説明会の際にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、議員説明会で本日の説明内容より詳細の説明を求めたい事項がある場合ですとか、それから議員説明会での御質問として、あらかじめ質問する内容も決められているというふうな場合、もしくは議員説明会の前に詳細を確認したいというふうなことがございましたら、恐縮ですが、２月５日までに新病院整備推進課まで御連絡をくださいますようお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして、現時点で確認したい事項等ございましたら、恐縮でございますけれども挙手をお願いしたいと思います。

(挙手なし)

よろしいですか、はい。

それでは、案件の方は以上となります。これをもちまして合同事前説明を終了いたします。

なお本日お配りしております基本計画（素案）とその概要につきましては、来る２月７日の議員説明会におきましても使用させていただきますので、お手数でございますけれども、御持参くださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。